

その他

(1) 土地収用法に基づき仲裁がなされた場合における収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除の適用が受けられる期間に係る特例の拡充
(所得税、法人税、個人住民税)

内 容

収用交換等による資産の譲渡が、公共事業施行者から当該資産につき最初の買取り等の申出のあった日から6月を経過する日後に行われている場合であっても、土地収用法の仲裁を受け、かつ、当該仲裁の申請が当該申出のあった日から6月を経過した日までになされているときは、一定の要件の下で、収用交換等の5,000万円特別控除を適用できるよう措置する。

(参 考)

5,000万円特別控除の適用関係

